

平成 18 年 7 月 12 日

文京区長 煙山 力 殿

社団法人 日本造園学会
会長 中瀬 勲

文京区立元町公園の保存に関する再要望書

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4 月 20 日付けで本会より送付させていただいた「文京区立元町公園の保存に関する要望書」に対し、貴区よりご回答をいただき感謝申し上げます。また「都市計画変更(元町公園)に関する説明会の意見要望等及び回答について」を公表いただきましたことは貴区の計画の内容や考え方を知る上で大変参考となりました。

貴区の基本的な考え方が、体育館と公園を一体整備することであることはこれらの回答からも理解されます。しかしながら、体育館の建築計画等については未定とし今後のプロポーザルに委ねられる一方で、公園のみを先行して計画変更されることは、都市計画のプロセスとして理解に苦みます。一体整備を謳われる以上、全体計画が最初に提示され、これに従って個別計画が検討されるのであれば、住民・市民は誰もその可否を判断することができません。説明会の回答書によれば、敷地を確定しないとプロポーザルの募集ができないため、先に公園敷地を確定したいとのことですが、公園を含めた全体をプロポーザルとして募集することも可能なはずで

す。貴区は本会の要望書への回答において、「不特定多数の人たちが利用する体育館と機能を向上させた公園を一体整備するためには、現在の公園の位置を、小学校跡地側に移し、体育館を外堀通り側にするほうがより適切と判断した」と説明されましたが、このような判断は、公園と建築その他を含めた全体計画が検討されてはじめて可能なものです。そしてこうした判断が住民・市民に理解されるには、全体計画とその内容の具体的な検討過程の住民・市民への十分な提示が不可欠のプロセスです。

さらに市民団体が開示請求した湯島の総合体育館敷地に関する情報、および貴区から 6 月 9 日に公表された「文京区小・中学校将来ビジョン」を総合したところ、今回の計画変更は貴区全体の小中学校統廃合と関連した広範な将来計画にも関わりのあることが明らかとなりました。このような将来に関わる広域的計画がありながら、その住民・市民への十分な提示がないままに一部の計画のみが先行して縦覧され、都市計画審議会に諮られることは、都市計画法の趣旨とも相容れないものです。本会は造園計画学・都市計画学に取り組む学術団体として、このような一部の計画を全体に先立たせる、都市計画の基本的プロセスとは逆の手順によって、先般要望申し上げたとおり価値ある元町公園の消失が決定されることを深く憂慮するものです。

つきましては、元町公園の歴史的・文化的価値をあらためてご理解いただくとともに、適正な都市計画のプロセスにのっとり、貴重なランドスケープ遺産の保存・活用が検討されますよう、格別のご配慮を賜りたく重ねてお願い申し上げます。なお、本要望書への回答を文書にいただければ幸いに存じます。

以上